

京都市民間シェルター施設における犯罪被害者等支援活動事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、条例、規則及び京都市民間シェルター施設補助金交付要綱に基づき補助金の交付を受ける団体（以下「交付団体」という。）において、犯罪被害者等の入所に伴って実施する当該入所者への支援活動事業（以下「支援活動」という。）に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、条例、京都市犯罪被害者等支援条例及び京都市民間シェルター施設補助金交付要綱の例による。

(交付の対象)

第3条 補助金は、支援活動に要する経費のうち、次の各号に掲げるものに対し、予算の範囲内において交付する。

- (1) 人件費
- (2) 水道光熱費
- (3) 通信費
- (4) 消耗品費
- (5) その他市長が適当と認める経費

2 補助金は、家賃及び消費税に充当してはならない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、犯罪被害者等を入居させた居室1室当たり、1日につき2,000円とする。

(予算書及び計画書等の提出)

第5条 交付団体は、交付団体に選定されたことが判明次第、速やかに支援活動に関する次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 京都市民間シェルター施設補助金に関する交付決定通知書の写し
- (2) 収支予算書
- (3) 事業計画書

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の申請)

第6条 条例第9条の規定による申請は、当該申請書に記載した入所実績の最終日の翌日から起算して30日以内に、民間シェルター施設における犯罪被害者等支援活動事業補助金交付申請書（別記様式）に別に定める書類を添えて行わなければならない。

(標準処理期間)

第7条 市長は、条例第9条の規定による申請が到達してから30日以内に条例第10条各項の決定をするものとする。

(補則)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、くらし安全推進を担当する部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第5条の規定にかかわらず、平成23年度は、予算書及び計画書等の提出期限は8月末とする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年2月24日から施行する。

別記様式（第6条関係）

民間シェルター施設における犯罪被害者等支援活動事業補助金交付申請書

(宛先) 京都市長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名 電話 —

京都市補助金等の交付等に関する条例第9条の規定により補助金の交付を申請します。	
入 所 実 績	
交 付 申 請 額	円
	算定根拠

注 犯罪被害者等が入居する居室1室当たり1日につき2,000円として計算してください。